

議題2：札幌市国民健康保険条例の一部改正について（保険料）

(委員からのご意見)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、多くの北海道民の所得が減少していることを踏まえると、令和3年度に限り、所得割割賦総額に基金の一部を充て、保険料率の上昇を抑えることについては、止むを得ないものと考えております。

一方で、国民健康保険の主な財源は、国民健康保険加入者の保険料及び国税のほか、被用者保険の被保険者が負担する住民税、被用者保険が負担する前期高齢者納付金となります。被用者保険の財政を支える被保険者及び事業主の多くについても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により経済状況が悪化していることから、所得や事業収益が減少しております。

また、令和3年度における協会けんぽ北海道支部の保険料率は10.45%であり、前年度と比較して+0.04%の上昇となります。多くの被保険者及び事業主より、「負担の限界」との声を受けております。

負担の限界を超えないためには、医療費適正化（ジェネリック医薬品の積極的利用等）の更なる推進、特定健診や特定保健指導の確実な実施を通じた健康度の向上が必要不可欠です。

札幌市におかれましては、国民健康保険の財政を間接的に支えている被用者保険の被保険者及び事業主の声を真摯に受け止めていただきたいほか、札幌市の関係部局の力を結集し、これまで以上に医療費適正化対策及び保健事業を推進していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(札幌市からの回答)

貴重な御意見ありがとうございます。

委員御指摘のとおり、安定的な医療保険財政の運営のためには、医療費適正化対策及び保健事業の推進は特に重要であるものと認識しております。

これらに係る保険者の取組の一部として、協会けんぽ北海道支部と共に、特定健診及びジェネリック医薬品のPRポスターを制作するほか、医療費適正化に係る周知チラシを制作し、本市の医療助成担当等とも連携して、子ども医療費受給者証郵送時に同封する予定で準備を進めております。

また、行政としての取組といたしましては、市民一人ひとりの健康寿命の延伸に向け、「札幌市健康づくり基本計画（策定担当：保健福祉局保健所健康企画課）」を着実に推進しているところです。

今後につきましても、本市関係部局との連携はもちろんのこと、保険者間のさらなる連携強化も含め、医療費適正化対策及び保健事業を推進し、被保険者の健康度の向上等を図ることで、総医療費抑制に寄与してまいりたいと考えております。

いずれにしましても、国民健康保険事業の保険者として、更なる財政運営の健全化や一層の保険者努力に励んでまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

報告2：特定健診等実施計画の評価結果について (委員からのご意見)

資料中の「1 特定健診の受診率」に記載されている、「令和元年度の受診率は、コロナ禍の影響もあって落ち込んでいる。」という部分についてですが、あまりにも受診率低下の理由、説明が大雑把に感じます。なぜなら、コロナは札幌市だけの問題では無いのに、政令市平均は前年度比「0.5%」しか低下していないが、札幌市は「1.9%」も低下しているからです。

それと以前の会議で、この特定健診の受診率によって、国からもらえる「奨励金」のような物が増減する事を初めて知った市民委員より、「一般市民は知らないので、これをもっとアピールすべきでは無いか」と言うような意見が出たと記憶しています。コロナ禍で特に経済事情が厳しい今こそ、「受診率を上げるとこんなに札幌市が奨励金をもらえるので、市民一致団結して健診に行こう！」というアピールが必要なのでは無いかと考えます。

(札幌市からの回答)

貴重な御意見ありがとうございます。

令和元年度の特定健診の受診率は、4月から1月までは、前年度の実績を超えており好調でしたが、2月から3月にかけて、新型コロナウイルスの感染者が増大すると、受診する方が大きく減り、年度を通しては1.9ポイント減の20.5%と落ち込みました。

他の政令市の受診率が平均して0.5ポイントの低下にとどまった中、本市の受診率が1.9ポイントと大きく低下したことにつきましては、次の2つの理由が考えられます。

第1に、受診者が減少した2月及び3月は、我が国においても新型コロナウイルスの感染者が出始めた時期と重なりますが、この時期の本市の感染者数が他の地域と比べて多かったことです。さっぽろ雪まつりの関係者が感染者となり、報道機関等で大きく取り上げられたたほか、北海道独自の緊急事態宣言(2/28-3/19)が発出されるなど、市民への影響も大きかったです。

第2に、本市の特定健診の受診券の期限は3月末日となっていますが、例年、期限直前の2月3月の駆け込みでの受診が多いため、新型コロナウイルスの影響をより大きく受けたと考えられます。

本市の受診期間は4月から3月までの通年ですが、他の政令市では通年ではないことも多く、例えば受診率が政令市の中で一番高い仙台市の受診期間は6月から9月及び1月の5か月間となっており、新型コロナウイルスの影響はあまりなかったのではないかと思われます。

受診率の向上のために、先ずは、特定健診の目的である生活習慣病の予防面についてしっかりとPRします。

なお、委員が指摘する「奨励金のような物」とは、「保険者努力支援制度」による国の財政支援制度のことと思われます。行政としてどのような手法を用いて効果的にPRすべきかということは、重要な課題として受けて止めており、皆様からの御意見を参考にさらなる検討を重ねてまいります。